

西部・隠岐拠点校強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県西部・隠岐地域において長期的な競技の普及育成を図るため、西部・隠岐拠点校に指定した競技種目（以下「拠点校」という。）が行う各種事業に要する費用に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は次のとおりの他、理事長が特に必要と認める経費とする。

- (1) 県外遠征 交通費、宿泊費、運搬費、食糧費とする。
- (2) 招請合宿 交通費、宿泊費、会場使用料、運搬費、食糧費とする。
- (3) 県内合宿 交通費、宿泊費、会場使用料、運搬費、食糧費とする。
- (4) 指導者招聘 交通費、宿泊費、会場使用料、運搬費、謝金、食糧費とする。
- (5) 普及活動 上記経費の他に消耗品費、印刷費、保険料とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において配分する。

(交付申請)

第4条 拠点校が補助金の交付を申請しようとするときは、別に定める指定期日までに次に掲げる書類を公益財団法人島根県スポーツ協会理事長（以下「理事長」という。）に提出すること。

- (1) 補助金交付申請書 (様式1)
- (2) 事業計画書 (様式2)
- (3) 収支予算書 (様式3)

(請求手続き)

第5条 拠点校は交付決定の通知を受けたときは、下記に掲げる書類を理事長に提出すること。

- (1) 請求書 (様式4)

(実施報告手続き)

第6条 事業実施後速やかに、次に掲げる書類を理事長に提出すること。

- (1) 実施報告書 (様式5)
- (2) 経費内訳書 (様式6) ※領収書(本書)を添付すること。

(事業報告)

第7条 全ての事業が終了したときは、その日から1ヶ月以内または各年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を理事長に提出すること。

- (1) 実績報告書 (様式7)
- (2) 事業報告書 (様式8)
- (3) 収支決算書 (様式9)

(額の確定及び通知)

第8条 理事長は、収支決算書及び事業報告書を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、各指定校に文書をもって通知する。

2. 拠点校は、補助金の額が確定したときにおいて、すでにその額を越える補助金が交付されている場合は、その越える額の補助金を直ちに返還しなければならない。

(帳簿の備付等)

第9条 拠点校は、当該事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し保管しなければならない。

2. 理事長は、必要に応じて帳簿及び証拠書類を提出させることができる。

(補助金交付の取消し)

第10条 各拠点校が補助金を不当に使用し、又は会計に不明な点があるときは、補助金の一部又は全部を取消し、返還を求めることができる。